

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 29 日

一般社団法人 日本専門医機構 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科  
医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告  
することができる事項の一部を改正する告示の施行について

日頃より、医療行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主  
管部（局）宛てに発出いたしました。

貴団体におかれましては、内容を御了知の上、貴団体会員各位への周知を行  
っていただきますようお願いいたします。